明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年七月二日

福岡県糟屋郡篠栗町大字和田八一八番地の一

有限会社蕨野組

代表取締役　蕨野　智貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千二百万円、資本準備金の額を五千八百九十万九千三百九円減少し、それぞれ九千八百万円、五千六十万六千七百六十六円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年六月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十四日

掲載頁　一五九頁（号外第一四一号）

平成二十七年七月二日

神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目一番一号　新百合ヶ丘シティビルディング五階

株式会社経理パンクホールディングス

代表取締役　山田　長満

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年七月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年七月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年七月二日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

株式会社オークローンマーケティング

代表取締役

ヒル・ハリー・アレクサンダー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二日

東京都世田谷区若林一丁目二三番五号

株式会社明和

代表取締役　塩見　次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号

株式会社エドウイン・リテイル・ホールディングス

代表取締役　大塚　丈二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二日

福岡県久留米市梅満町一五九二―一

株式会社ヒルン

代表取締役　松本　勝

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金子清志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二日

東京都渋谷区宇田川町二―一渋谷ホームズ四一五

Asiaip Ltd.

日本における代表者　金子　清志

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区本町一条二丁目二番、最後の住所北海道石狩市花川東一条三丁目八六番地アベニールイースト三〇三号

被相続人　亡　加村　智子

右被相続人は平成二十七年五月二日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二日

北海道石狩市花川北二条五丁目九一番地五

相続財産管理人　古賀　博三

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月二日

大阪市港区三先一丁目一一番二五号

株式会社丸松商事

代表取締役　松浦　浩司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月二日

大阪市福島区海老江七丁目二番四三号一〇階

有限会社ジェミニ

代表取締役　赤禿　壽一

事業譲渡公告

当組合は、平成二十七年六月二十五日開催の通常総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年七月二日

愛媛県宇和島市遊子二五四八番地

遊子漁業協同組合

代表理事組合長　松岡真喜男

訂正公告

平成二十七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の株式会社キナリ第十五期決算公告（枠組）中、代表取締役社長「板倉　有」とあるは「坂倉　有」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二日

扱　店

訂正公告

平成二十七年六月三十日（号外第一四六号）掲載の株式会社アイデクトに係る資本金及び準備金の額の減少公告並びに決算公告（枠組）中、第六期決算公告の「代表取締役　藤野　匡夫」とあるは「代表取締役　藤野　匡生」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二日

扱　店

訂正公告

平成二十七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　久伊　都」とあるは「被相続人　亡　久伊　都」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十七年三月二十六日（号外第六十七号）厚生労働省告示第百四十四号（消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件）（原稿誤り）

六三	下	終りから一一	第四条の三第三項第三号中	第四条の三第四項を削り、同条第三項第三号中

平成二十七年五月二十日（号外第百十二号）国土交通省告示第六百六十号（砂防法第二条の土地を指定する件）（原稿誤り）

一一二	一	終りから一七～一六	一三三一番一五	一三三一番一五二
同日（同号外）国土交通省告示第六百六十二号（同）（原稿誤り）				
一二二	一	終りから二三	三号及び四号	三号
〃	〃	一五	〃	四号

◉号外　七月二日付第一四九号六四　ページ●同日付政府調達第一二三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）